

ID: 116

担当部署: 子ども若者部 子ども若者応援課

処分の概要	利用の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市住吉会館条例 第6条第1項		
例 規 番 号	平成19年条例第66号		
【根拠条文】 (利用の申請及び承認) 第6条 施設を利用しようとする者は、規則に定めるところによりあらかじめ利用の申請を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の利用を承認しないことができる。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設、設備等(以下「施設等」という。)を損傷するおそれがあるとき。 (3) 営利を目的として施設を利用するとき。 (4) その他管理運営上の支障があるとき。 2 市長は、前項の承認をするときには、管理運営上必要な条件を付することができる。 【基準】 根拠条文及び西東京市暴力団排除条例第8条の規定による。 (市が設置する公の施設における措置) 第8条 市長若しくは西東京市教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者で市が設置する公の施設を管理する者をいう。)は、公の施設の使用又は利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該公の施設の使用又は利用の承認(以下「承認」という。)について定める他の条例の規定にかかわらず、承認をせず、又は承認を取り消すことができる。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日